

# 近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成25年度第2回） 議事録（速報版）

1. 日時 平成25年10月3日（木） 10:00（開始）

2. 場所 近畿地方整備局 第一別館 大会議室

3. 出席者

委員 小林 潔司 委員長  
江崎 保男 委員、帯野 久美子 委員、駒林 良則 委員、  
正司 健一 委員、竹林 幹雄 委員、田中 等 委員

近畿地方整備局

近畿地方整備局長、副局長、副局長、総務部長、企画部長、  
建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、  
営繕部長、用地部長

4. 議事

(1) 開会

(2) 事業評価監視委員会審議

[再評価]

(港湾整備事業)

大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業

(道路事業)

一般国道27号金山バイパス

一般国道27号美浜東バイパス

一般国道478号丹波綾部道路

一般国道1号水口道路

一般国道26号第二阪和国道

一般国道42号那智勝浦道路

一般国道175号平野拡幅

一般国道25号斑鳩バイパス

一般国道161号湖北バイパス

[事後評価]

(道路事業)

一般国道1号桜宮拡幅

一般国道169号奥瀬道路

(港湾整備事業)

和歌山下津港北港地区航路・泊地整備事業

5. 審議結果

[再評価]

・大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業

審議の結果、「大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 27号金山バイパス

審議の結果、「一般国道 27号金山バイパス」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 27号美浜東バイパス

審議の結果、「一般国道 27号美浜東バイパス」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 478号丹波綾部道路

審議の結果、「一般国道 478号丹波綾部道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 1号水口道路

審議の結果、「一般国道 1号水口道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 26号第二阪和国道

審議の結果、「一般国道 26号第二阪和国道」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 42号那智勝浦道路

審議の結果、「一般国道 42号那智勝浦道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 175号平野拡幅

審議の結果、「一般国道 175号平野拡幅」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

・ 一般国道 25号斑鳩バイパス

審議の結果、一般国道 25号斑鳩バイパスについては、本委員会に提出された資料、説明の範囲において、事業を継続することでよいと判断する。

ただし、「次回の再評価時に、8工区について、代替案、将来交通量、景観、大気環境等について定量的に提示し、今後の事業の対応方針を具体的に検討すること」と、附帯意見を付ける。

・ 一般国道161号湖北バイパス

審議の結果、「一般国道161号湖北バイパス」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

[ 事後評価 ]

・ 一般国道1号桜宮拡幅

審議の結果、「一般国道1号桜宮拡幅」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（案）のとおりでよいと判断される。

・ 一般国道169号奥瀬道路

審議の結果、「一般国道169号奥瀬道路」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（案）のとおりでよいと判断される。

・ 和歌山下津港北港地区航路・泊地整備事業

審議の結果、「和歌山下津港北港地区航路・泊地整備事業」の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（案）のとおりでよいと判断される。

以 上